

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月31日

【会社名】 株式会社インベスターズクラウド

【英訳名】 investors cloud co.,ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 古木 大咲

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目27番25号

【電話番号】 03-6447-0651

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部長 高杉 雄介

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目27番25号

【電話番号】 03-6447-0651

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部長 高杉 雄介

【縦覧に供する場所】 株式会社インベスターズクラウド 名古屋支店
(名古屋市中区栄四丁目5番3号8階)
株式会社インベスターズクラウド 大阪支店
(大阪市中央区心斎橋筋二丁目7番18号9階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年3月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年3月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金20円（普通配当15円、記念配当5円）

総額305,804,000円

ロ 効力発生日

平成29年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）及び第38条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第11条（自己の株式の取得）、第42条（剰余金の配当等）及び第43条（中間配当）を削除するものです。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

古木大咲、大城崇聡、野間大亮、佐伯幸祐及び古賀聡の各氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものです。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

秦武司、塩濱剛治及び應本健の各氏を監査等委員である取締役に選任するものです。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

出口長治氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものです。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500,000千円以内とするものです。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とするものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	115,496	567	831	(注)1	可決 98.18
第2号議案 定款一部変更の件	112,328	3,735	831	(注)2	可決 95.49
第3号議案 取締役（監査等委員 である取締役を除 く。）5名選任の件					
古木 大咲	115,623	440	831		可決 98.29
大城 崇聡	115,619	444	831	(注)3	可決 98.29
野間 大亮	115,619	444	831		可決 98.29

佐伯 幸祐	115,619	444	831		可決 98.29
古賀 聡	116,024	39	831		可決 98.63
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
秦 武司	116,023	40	831	(注) 3	可決 98.63
塩濱 剛治	116,025	38	831		可決 98.63
應本 健	111,087	4,976	831		可決 94.43
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注) 3	
出口 長治	115,603	460	831		可決 98.27
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	115,901	162	831	(注) 1	可決 98.53
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	116,006	57	831	(注) 1	可決 98.62

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。